

基本操作方法

1. アカウント作成・仮登録
2. アカウント作成・本登録
3. ログイン、規約同意
4. 交付申請・事業者申請
5. 交付申請・船舶情報申請
6. 交付申請・安全設備情報申請
7. 交付申請・船舶情報追加
8. 申請内容修正・事業者情報
9. 申請内容修正・船舶情報
10. 申請内容修正・安全設備
11. 交付申請の確定
12. 差戻の修正

1.アカウント作成・仮登録

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト）
お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

連絡用メールアドレス登録

小型旅客船等安全対策事業費補助事業申請システム（以降申請システム）のマイページ作成のための連絡用のメールアドレスを登録してください
<注意>
登録したメールアドレスに連絡が届きますので、通常使用されているメールアドレスを登録してください

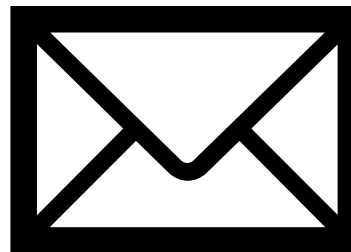
メールアドレス (確認用)

連絡用メールアドレス登録完了

登録されたメールアドレス宛にマイページ登録画面のURLを送付しました。
アクセスしてパスワード等を登録してください。

Copyright © 2023 TOPPAN INC.

申請に利用するメールアドレスを入力し
登録ボタンをクリックしてください。



送信されたメールにURLが記載されています。

当補助金は**船舶の所有者**の方を対象としています。船舶検査証に記載の船舶の所有者を確認いただき、アカウントの作成をお願いいたします。

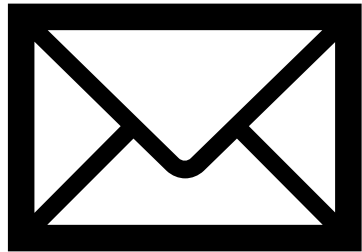
補助金申請を行うために、アカウントの作成を行います。

アカウント作成は、メールアドレスを登録する仮登録を行い、その後アカウント情報を入力する本登録があります。本登録まで完了すると、アカウント作成は完了します。

仮登録は連絡用メールアドレス登録画面でメールアドレスを登録すると、登録したメールアドレスに、メールが送信されます。

送信されたメールに記載されているURLにアクセスすると本登録に必要な情報の入力画面が表示されます。

2.アカウント作成・本登録



送信されたメールにURLが記載されています。
URLにアクセスするとマイページ登録画面が表示されます。

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト） お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

マイページ登録画面

必要事項を入力してください。
必要事項が登録されると登録したメールアドレスに申請者IDが届きます。

団体名・法人名	個人の場合は記入不要です
担当者氏名 *	個人事業主又は担当者名を入力してください。
担当者電話番号 *	個人事業主又は担当者の電話番号
パスワード *	パスワードはログインの際に使用しますので忘れないでください 半角英数字6桁以上 (確認用)

[確認画面へ](#)

必要情報を入力し確認画面へのボタンをクリックしてください。

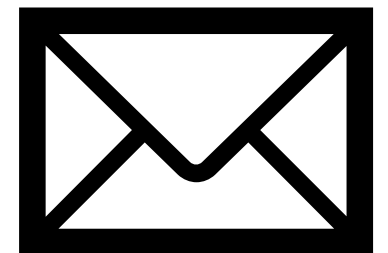
マイページ登録内容の確認

入力した内容を確認していただき、修正などがある場合は「戻るボタン」をクリックして修正してください。
修正がない場合は登録ボタンをクリックして登録を完了してください。
登録が完了すると連絡用メールアドレスに申請者IDとログインページのURLが届きます。

団体名・法人名	
担当者氏名	テスト太郎
担当者電話番号	090-1234-5678
パスワード	*****

[戻る](#)
[登録](#)

内容を修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。
 内容に間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。



本登録が完了すると、完了メールにアカウントIDが記載されています。

アカウント作成に必要な情報を登録します。

送信されたメールに記載されているURL
(<https://area34.smp.ne.jp/~>) にアクセスすると、本登録に必要な情報の入力画面が表示されます。

必要情報とパスワードを設定し、登録を行うとアカウント作成は完了です。

登録が完了すると、アカウントIDと、ログイン画面のURLが記載されたURLがメールで送信されます。

ログイン画面を表示して、メールに記載されているアカウントIDと、設定したパスワードを利用してログインしてください。

3.ログイン、規約同意

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト） お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

ログインページ

申請者IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックしてマイページに進んでください。

申請者ID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

ログイン

パスワードを忘れた方は[こちら](#)をクリックしてください。

①パスワード再発行のメールが届きます。
②メールの内容に従って新しいパスワードを登録してください。
③新しいパスワードで再度ログインしてください。

申請者IDを忘れた方は[こちら](#)をクリックしてください。

登録時の情報をご入力いただき、一致すると申請者IDを記載したメールが届きます。
記載された申請者IDで再度ログインをお試しください。

ログインIDとパスワードを入力し、ログインをクリックしてください。

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト） お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

誓約書同意フォーム

小型旅客船等安全対策事業費補助金 誓約書

- 本補助金の申請にあたり「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」および「小型旅客船等安全対策事業費補助金交付規程」（<https://marine-safe.jp/marine-safe/>）を遵守することを誓約します。
- 本補助金の申請において、事務局に提出する書類は虚偽の記載は一切ありません。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなると、異議は一切申し立てません。
- 暴力団排除に関する誓約事項に同意します。
- 補助金を受けて取得した設備は、申請した当該船舶への設置することが条件であることに同意します。
- 当該処分制限期間において設置した安全設備を、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等による処分、又は担保に供する等の補助金の交付目的に反することはいたしません。また船舶検査において、当該安全設備が搭載されていないことが発覚した場合は、交付規定に基づき必要額を返納します。
- 不正な方法により本補助金を受給した疑いが生じた時、又は補助金を受けた設備を承認得ずして処分したことが判明した時は、当該補助金の全部を返納します。

上記誓約に同意し申請システムを利用する

アカウントの本登録が完了すると、完了メールに記載されたURLへアクセスし、システムへのログインが可能になります。

ログイン画面で、完了メールに記載されているログインIDと、マイページ登録画面でご自身にて設定したパスワードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。

初回のログインでは、利用規約の誓約書が表示され、同意するにチェックを入れ、登録ボタンをクリックするところでシステムの利用が可能になります。

同意するにチェックを入れて、登録ボタンをクリックすると、申請者のTOPページが開きます。

上記誓約に同意するのチェックボックスにチェックを入力し、登録ボタンをクリックするとTOPページが表示されます。

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト） お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

マイページ

[お問い合わせ](#)
[ログアウト](#)

●補助対象に関する注意事項

※航行区域が2時間限定沿海を航行する旅客船であり許可船である船舶は、令和5年6月1日に法定無線設備から携帯電話が除外されました。
当該船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備又は衛星電話を法定無線設備としない場合運航できませんのでご注意ください。

なお、該当の船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備の補助対象ではなくなりました。ご注意ください。

※航行区域を制限することなどにより、当該船舶を義務の対象外とすることが可能な場合があります。

※今回遊漁船は補助対象外ではありますが、遊漁船のうち、海上運送法の適用を受ける船舶は補助対象となります。また、「旅客船（旅客定員13名以上の船舶）」で「遊漁船以外」で「海上運送法の適用を受けない」船舶も対象となります。

※非常用位置等発信装置は、限定沿海を航行する船舶のうち500トン未満のものが補助対象であり、500トン以上は補助対象外となります。

交付申請 申請者の情報と、船舶の情報を登録し、補助を申請する安全設備の申請を行ってください。

▼

実績報告

4. 交付申請・事業者申請 1/7

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト）
お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

マイページ お問い合わせ ログアウト

●補助対象に関する注意事項

※航行区域が2時間限定沿海を航行する旅客船であり許可船である船舶は、令和5年6月1日に法定無線設備から携帯電話が除外されました。
当該船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備又は衛星電話を法定無線設備としていない場合運航できませんのでご注意ください。

なお、該当の船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備の補助対象ではなくなりました。ご注意ください。
※航行区域を制限することなどにより、当該船舶を義務の対象外とすることが可能な場合があります。
※今回遊漁船は補助対象外ではありますが、遊漁船のうち、海上運送法の適用を受ける船舶は補助対象となります。また、「旅客船（旅客定員13名以上の船舶）」で「遊漁船以外」で「海上運送法の適用を受けない」船舶も対象となります。
※非常用位置発信装置は、限定沿海を航行する船舶のうち500トン未満のものが補助対象であり、500トン以上は補助対象外となります。

交付申請 申請者の情報と、船舶の情報を登録し、補助金の申請を行ってください。

実績報告

交付申請の情報を登録します。

交付申請には、事業者登録と船舶登録が必要です。まず事業者情報の登録を行います。

交付申請ボタンをクリックしてください。交付申請情報画面が表示されます。

画面の登録ボタンをクリックし、事業者情報の登録に進んでください。

交付申請ボタンをクリックしてください。

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト）
お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

申請者情報画面 お問い合わせ マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報登録 > 船舶情報の登録 > 安全設備の申請 > 交付申請の確定

申請者申請情報

登録

Copyright © 2023 TOPPAN INC.

交付申請情報画面が表示されます。事業者情報を登録する場合は、登録ボタンをクリックしてください。

4. 交付申請・事業者申請 2/7

① 法人の場合-1

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト） お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

申請者登録画面

必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

法人・個人 <small>必須</small>	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人 <input type="radio"/> 個人（外国籍の方）
法人番号 <small>必須</small>	<半角数字> 1234567891123
団体名 <small>必須</small>	テスト株式会社 <small>船舶検査証に記載の所有者氏名が個人の場合は「個人」を選択してください。団体名は船舶検査証に記載の団体名を入力ください。</small>
代表者氏名 <small>必須</small>	テスト太郎
担当者氏名 <small>必須</small>	テスト次郎

申請者申請情報から申請者登録画面を開き、提出いただく履歴事項全部証明書に記載のある、事業者の情報を登録してください。

1. 「法人」を選択

船舶検査証に記載の所有者氏名が個人の場合は「個人」を選択してください。

2. 履歴事項全部証明書に記載の法人番号を入力

3. 団体名を入力

団体名は船舶検査証に記載の団体名を入力してください。

4. 代表者氏名を入力

5. 担当者氏名を入力

4. 交付申請・事業者申請 3/7

① 法人の場合-2

提出いただく履歴事項全部証明書に記載のある、事業者の情報を登録してください。

郵便番号 <small>必須</small>	<半角数字> 112 - 8531 住所検索
都道府県 <small>必須</small>	東京都
市区町村 <small>必須</small>	文京区 水道
番地以下マンション名 <small>必須</small>	1-3-
代表電話番号 <small>必須</small>	<半角数字> [] - [] - []
担当者と団体との関係 <small>必須</small>	※個人の場合は本人と記載をお願いします。 []
担当者電話番号 <small>必須</small>	<半角数字> 0890 - 1234 - 5678
担当者メールアドレス <small>必須</small>	<半角英数字> [] (確認用) []

6. 履歴事項全部証明書に記載の情報を入力

7. 担当者と団体の関係（役職等）を入力

8. 担当者の電話番号を入力

9. 担当者のメールアドレスを入力

4. 交付申請・事業者申請 4/7

① 法人の場合-3

履歴事項全部証明書 必須	履歴事項全部証明書を添付してください。 <対応拡張子 : pdf, gif, jpg, jpeg, png> 証憑.png [47.1KiB] 変更
免税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者の場合チェックをお願いします。 免税事業者の申請方法について 閉じる チェックボックスにチェックを入れて免税事業者証明書類を提出して申請してください。免税事業者の方は、補助対象経費の税込金額に補助率を乗じた額と補助上限額のいずれか低い方の金額が補助金額となります。
免税事業者であることを証明する書類	<対応拡張子 : pdf, gif, jpg, jpeg, png> ファイルを選択 選択されていません 免税事業者証明書類について 閉じる 免税事業者証明書類について 基準期間（令和3年度）の課税売上げが1000万円以下であることが記載されている法人事業概況説明書を提出してください。

戻る 確認画面へ

10. 履歴事項全部証明書を添付

発行から3か月以内のものであることをご確認ください。

11. ※免税事業者の場合のみ
チェックボックスにチェックをいれ、
免税事業者証明書類を添付してください

免税事業者の証憑として、“当期課税売上高”が1000万円以下の法人事業概況説明書の提出が必要です。

“当期課税売上高”が1000万円よりも多い場合は免税事業者として申請できませんのでご注意ください。

詳細は消費税免税事業者の提出書類についてをご確認ください。

確認画面へをクリックしてください。

4. 交付申請・事業者申請 5/7

②個人の場合-1

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト） お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

申請者登録画面

必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

法人・個人 <small>必須</small>	<input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> 個人 <input type="radio"/> 個人（外国籍の方）
氏名 <small>必須</small>	テスト太郎 <small>氏名は船舶検査証に記載の所有者氏名を入力ください。</small>
郵便番号 <small>必須</small>	<半角数字> 112 - 8531 <input type="button" value="住所検索"/>
都道府県 <small>必須</small>	東京都
市区町村 <small>必須</small>	文京区 水道1丁目
番地以下マンション名 <small>必須</small>	3-3
電話番号 <small>必須</small>	<半角数字> 090 - 1234 - 5678
メールアドレス <small>必須</small>	<半角英数字> aaaaaaaa@toppan.co.jp (確認用) aaaaaaaa@toppan.co.jp

申請者申請情報から申請者登録画面を開き、提出いただく本人確認書類に記載のある、事業者の情報を登録してください。

1. 「個人」を選択

船舶検査証に記載の所有者氏名が個人の場合は「個人」を選択してください。

2. 氏名を入力

氏名は船舶検査証に記載の氏名を入力してください。

3. 本人確認書類に記載の情報を入力

4. 担当者の電話番号を入力

5. 担当者のメールアドレスを入力

4. 交付申請・事業者申請 6/7

②個人の場合-2

本人確認書類 必須	運転免許証、小型船舶操縦免許証等を添付してください。 <対応拡張子 : pdf, gif, jpg, jpeg, png> <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません
免税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者の場合チェックをお願いします。 <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; text-align: right;">免税事業者の申請方法について <input type="button" value="閉じる"/></div> <p>チェックボックスにチェックを入れて免税事業者証明書類を提出して申請してください。免税事業者の方の場合は、補助対象経費の税込金額に補助率を乗じた額と補助上限額のいずれか低い方の金額が補助金額となります。</p>
免税事業者であることを証明する書類	<対応拡張子 : pdf, gif, jpg, jpeg, png> <input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; text-align: right;">免税事業者証明書類について <input type="button" value="閉じる"/></div> <p>免税事業者証明書類について 基準期間（令和3年度）の課税売上げが1000万円以下であることが記載されている法人事業概況説明書を提出してください。</p>

確認画面へをクリックしてください。

6. 本人確認書類を添付

有効期限内であることをご確認ください。

11. ※免税事業者の場合のみ チェックボックスにチェックをいれ、 免税事業者証明書類を添付してください

免税事業者の証憑として、“当期課税売上高”が1000万円以下の法人事業概況説明書の提出が必要です。
“当期課税売上高”が1000万円よりも多い場合は免税事業者として申請できませんのでご注意ください。
詳細は[消費税免税事業者の提出書類について](#)をご確認ください。

4. 交付申請・事業者申請 7/7

申請者登録内容確認画面	
法人・個人	法人
法人番号	123456789123
団体名	テスト株式会社
代表者氏名	テスト太郎
担当者氏名	テスト太郎
郵便番号	112-8531
都道府県	東京都
市区町村	文京区 水道
番地以下マンション名	1-3-3
代表電話番号	0123-456-7890
担当者と団体との関係	代表取締役
担当者電話番号	0890-1234-5678
担当者メールアドレス	aaaaaaaaaaaaa@toppan.co.jp
履歴事項全部証明書	証憑.png [47.1KiB]
免税事業者	
免税事業者であることを証明する書類	ファイルの更新は行いません

戻る
内容を修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。

登録
内容に関連性がなければ「登録」ボタンを押してください。

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト）
お問い合わせ
050-3093-4819

お問い合わせ
マイページへ

申請者情報画面

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録 → 船舶情報の登録 → 安全設備の申請 → 交付申請の確定

申請者情報

法人番号：123456789123
団体名：テスト株式会社
112-8531
東京都 文京区 水道 1-3-3
代表者氏名：テスト太郎
担当者氏名：テスト太郎
担当者と団体との関係：代表取締役
担当者電話番号：0890-1234-5678
担当者メールアドレス：aaaaaaaaaaaaa@toppan.co.jp

修正

船舶情報

船舶登録

船舶一覧

申請者情報画面に「申請者情報」が反映します

船舶情報の登録へ進んでください

内容を確認いただき、登録をクリックしてください

5. 交付申請・船舶情報申請 1/6

船舶情報登録画面

船舶情報の入力方法については[こちら](#)を御覧ください。
航行区域判別ガイドは[こちら](#)を御覧ください。
必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

船舶名 <small>必須</small>	<input type="text"/>
船舶検査済票の番号又は船舶番号 <small>必須</small>	<半角数字> <input type="text"/>
航行区域 <small>必須</small>	<input type="text" value="----- 選択してください -----"/> <p>船舶検査証書の航行区域に『沿海』と記載があっても、「ただし書き」がある場合は『2時間限定沿海』となる可能性があります。詳細は航行区域判別ガイドでご確認ください。</p>

船舶情報の入力の際は、下記船舶検査証書に番号を振った項目に記載されている内容を参照して、同じ番号の項目に入力又はプルダウンを選択して登録してください。

- ① 「船種及び船名」 に記載の船名を入力
- ② 「船舶検査済票の番号又は漁船登録番号」 に記載の番号(6桁又は8桁)を入力

- ③ 「航行区域又は従業制限」 の航行区域を選択

船舶検査証書の航行区域に『沿海』と記載があっても、「ただし書き」がある場合は『2時間限定沿海』となる可能性があります。詳細は[航行区域判別ガイド](#)でご確認ください。

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽 ① 丸	② 0号	⑧ 区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
④⑤	プレジャーモーターボート	船舶太郎
航行区域又は従業制限	沿海区域 ← ③ ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県鰐崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	

5. 交付申請・船舶情報申請 2/6

総トン数 <small>必須</small>	----- 選択してください -----
長さ <small>必須</small>	----- 選択してください -----
旅客定員 <small>必須</small>	----- 選択してください -----
定員数 <small>必須</small>	<p><半角数字></p> <input type="text"/> <p>定員数は船舶検査証に記載の「旅客」、「船員」、「その他の人数」の合計値を入力してください。</p>

- ④ 「総トン数」より 20トン以上/未満を選択
- ⑤ 「長さ」より 12m以上/未満を選択
- ⑥ 「旅客」より 13人以上/12名以下を選択

⑦ 「最大とう載人数」の「計」の数値を入力

定員数は船舶検査証に記載の「旅客」、「船員」、「その他の人数」の合計値の入力が必要です。

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船舶港又は定係港
汽 ① 丸	② 0号	⑧ 区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
④⑤	プレジャーモーターボート	船舶太郎
航行区域又は従業制限	沿海区域 ← ③ ただし、千葉県勝浦灯台から13.5度に引いた線と、神奈川県御崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から17.0度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から2.0海里以内の水域及び東京都新島北端から半径2.0海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	⑥ 7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	⑦ 8人
制限気圧	-----	

5. 交付申請・船舶情報申請 3/6

海上運送法の適用を受ける 必須	----- 選択してください -----
遊漁船に該当する 必須	----- 選択してください -----
船籍港また定係港 必須	<input type="text"/>

⑧ 船籍港又は定係港 記載内容を入力

⑨ 海上運送法の適用有無を選択

- ・海上運送法の適用を受ける
⇒航路事業許可書/届出書控えを添付してください
- ・海上運送法の適用を受けない
⇒旅客定員13名以上の旅客船申請書を添付してください

⑩ 遊漁船の該当有無を選択

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽 <input type="text" value="①"/> 丸	<input type="text" value="②"/> 0号	<input type="text" value="⑧"/> 区
総トン数又は船舶の長さ	用 途	船 舶 所 有 者
<input type="text" value="④⑤"/>	プレジャーモーターボート	船 舶 太 郎
航 路	沿海区域 ← ③	

5. 交付申請・船舶情報申請 4/6

船舶検査証書 必須	船舶検査証書のPDF、スマートフォンなどで撮影をした写真ファイルを添付してください <対応拡張子：pdf, gif, jpg, jpeg, png> ファイルを選択 選択されていません
航路事業許可書/届出書控え /旅客定員13名以上の旅客船申請書 必須	旅客定員13名以上の旅客船で、海上運送法の適用を受けていない船舶は、 旅客定員13名以上の旅客船申請書 を添付してください。 <対応拡張子：pdf, gif, jpg, jpeg, png> ファイルを選択 選択されていません
使用船舶明細書 必須	航路事業の許可申請又は届出時に提出した使用船舶明細書 <対応拡張子：pdf, gif, jpg, jpeg, png> ファイルを選択 選択されていません

⑪ 「船舶検査証書」の頭紙を添付

事業者の名義が船舶の所有者として記載された、有効期限内の船舶検査証書を添付してください。

「裏面記載」との表記がある場合は、必ず裏面も合せてご提出をお願いします。

⑫ 「航路事業許可書」、「届出書控え」の頭紙
又は「旅客定員13名以上の旅客船申請書」
のいずれかを添付

・海上運送法の適用を受ける

⇒航路事業許可書/届出書控えを添付してください

※航路事業者が申請をする事業者と異なる場合、

備船契約書の提出が必要です。

・海上運送法の適用を受けない

⇒旅客定員13名以上の旅客船申請書を

[こちら](#)からダウンロードのうえ、添付してください

⑬ 「使用船舶明細書」を添付

航路事業の許可申請又は届出時に提出した使用船舶明細書を添付してください。

5. 交付申請・船舶情報申請 5/6

備船契約書	<対応拡張子 : pdf, gif, jpg, jpeg, png> ファイルを選択 選択されていません
その他添付ファイル1	事務局から指示があった場合にこちらにファイルを添付してください <対応拡張子 : pdf, gif, jpg, jpeg, png> ファイルを選択 選択されていません
その他添付ファイル2	事務局から指示があった場合にこちらにファイルを添付してください <対応拡張子 : pdf, gif, jpg, jpeg, png> ファイルを選択 選択されていません

戻る

確認画面へ

⑭ ※航路事業者が申請をする事業者と異なる場合のみ
「備船契約書」を添付

備船者が航路事業許可書/届出書の事業者と一致する備船契約書を添付してください。

※ただし、船舶検査証の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が航路事業申請者と同一の場合は提出が不要です。

⑮ ※航行区域が「平水」の場合のみ
その他添付ファイルに「航路図」を添付

航路事業の許可申請又は届出の際に提出した航路図(具体的な出発地点、中継地点、到着地点が明記された資料)を提出してください。

確認画面へをクリックしてください。

5. 交付申請・船舶情報申請 6/6

船舶情報登録確認画面

船舶名	テスト船舶
船舶検査済票の番号又は船舶番号	11992288
航行区域	2時間限定沿海
総トン数	20トン未満
長さ	12m未満
旅客定員	12人以下
定員数	10
海上運送法の適用を受ける	海上運送法の適用を受ける
遊漁船に該当する	遊漁船に該当しない
船籍港また定係港	東京都
船舶検査証書	証憑.png [47.1KIB]
航路事業許可書/届出書控え /旅客定員13名以上の旅客船申請書	証憑.png [47.1KIB]
使用船舶明細書	証憑.png [47.1KIB]
備船契約書	ファイルは指定されていません
その他添付ファイル1	ファイルは指定されていません
その他添付ファイル2	ファイルは指定されていません

戻る

内容を修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。

登録

内容に間違いがなければ「登録」ボタンを押してください。新しい、安全設備登録画面に進みます。

安全設備登録画面

必要事項を選択の上、送信ボタンを押してください。

テスト船舶

改良型救命いかだ等

改良型救命いかだ等申請 必須

補助金を申請する

補助金を申請しない

以下の場合に当てはまります

- ・新たに設備を購入する
- ・令和4年11月8日以後に購入した設備を申請する

以下の場合に当てはまります

- ・既に義務化になる安全設備を投資している
- ・中古品など補助対象外の設備を投資する
- ・今後は義務化対象の水域を航行しない
- ・所有する船舶は義務化の対象にはならない
- ・改良型救命いかだ等が求められる期間に譲渡しない

補助金を申請しなかった理由 必須

購入をしない理由を以下から選択してください。

----- 選択してください -----

補助金を申請しなかった理由でその他を選んだ方はこちらにご記入をお願いします。

全角512文字以内で入力してください。

業務用無線設備

業務用無線設備申請 必須

補助金を申請する

補助金を申請しない

※航行区域が2時間限定沿海を航行する旅客船であり許可船である船舶は、令和5年6月1日に法定無線設備から携帯電話が除外されました。当該船舶は、令和5年6月1日以後は業務用無線設備の補助対象ではなくなりました。ご注意ください。

以下の場合に当てはまります

- ・新たに設備を購入する
- ・令和4年11月8日以後に購入した設備を申請する

【業務用無線設備の注意】

業務用無線設備の使用のためには、総務省へ無線局開局の申請及び許可が必要です。無線局の開局が認められない場合がありますので、ご購入前に必ず使用可能か、ご確認ください。

以下の場合に当てはまります

- ・既に義務化になる安全設備を投資している
- ・中古品など補助対象外の設備を投資する
- ・今後は義務化対象の水域を航行しない
- ・所有する船舶は義務化の対象にはならない

安全設備情報の登録画面へ遷移します

内容を確認いただき、登録をクリックしてください

6. 交付申請・安全設備情報申請 1/4

安全設備登録画面

必要事項を選択の上、送信ボタンを押してください。

テスト船舶

改良型救命いかだ等

改良型救命いかだ等申請 **必須**

補助金を申請する

以下の場合に当てはまります

- ・新たに設備を購入する
- ・令和4年11月8日以降に購入した設備を申請する

補助金を申請しない

以下の場合に当てはまります

- ・既に義務化になる安全設備を設置している
- ・中古品など補助対象外の設備を設置する
- ・今後は義務化対象の水域を航行しない
- ・所有する船舶は義務化の対象にはならない
- ・改良型救命いかだ等が求められる期間に運航しない

補助金を申請しなかった理由 **必須**

購入をしない理由を以下から選択してください。

----- 選択してください -----

補助金を申請しなかった理由でその他を選んだ方はこちらにご記入をお願いします。

全角512文字以内で入力してください

1. 「改良型救命いかだ等」の申請を選択

2022年11月8日以降に発注、購入された安全設備が補助対象となります。

安全設備についての詳細は[こちら](#)をご確認ください。

※対象の安全設備の補助金を申請しない場合のみ補助金を申請しない理由を選択

6. 交付申請・安全設備情報申請 2/4

業務用無線設備	
<p>業務用無線設備申請 必須</p>	<p>※航行区域が2時間限定沿海を航行する旅客船であり許可船である船舶は、令和5年6月1日に法定無線設備から携帯電話が除外されました。当該船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備の補助対象ではなくなりました。ご注意ください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 補助金を申請する</p> <p>以下の場合に当てはまります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設備を購入する ・令和4年11月8日以降に購入した設備を申請する <p>【業務用無線設備の注意点】 業務用無線設備の使用のためには、総務省へ無線局開局の申請及び許可が必要です。無線局の開局が認められない場合がありますので、ご購入前に必ず使用可能か、ご確認ください。</p> <p><input type="radio"/> 補助金を申請しない</p> <p>以下の場合に当てはまります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に義務化になる安全設備を設置している ・中古品など補助対象外の設備を設置する ・今後は義務化対象の水域を航行しない ・所有する船舶は義務化の対象にはならない
<p>業務用無線設備事前購入理由</p>	<p>この交付申請以前に安全設備を購入した方は、購入の理由を以下から選択してください。</p> <p>----- 選択してください -----</p>

※対象の安全設備を事前に購入している場合のみ
事前購入理由を選択

2. 「業務用無線設備」の申請を選択

2022年11月8日以降に発注、購入された安全設備が補助対象となります。

航行区域が2時間限定沿海を航行する旅客船であり許可船である船舶は、令和5年6月1日に法定無線設備から携帯電話が除外されました。当該船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備の補助対象ではなくなりましたので、ご注意ください。

業務用無線設備の使用のためには、総務省へ無線局開局の申請及び許可が必要です。無線局の開局が認められない場合がありますので、ご購入前に必ず使用可能か、ご確認ください。

安全設備についての詳細は[こちら](#)をご確認ください。

6. 交付申請・安全設備情報申請 3/4

非常用位置等発信装置	
非常用位置等発信装置申請 必須	<p>※非常用位置等発信装置は、限定沿海を航行する船舶のうち500トン未満のものが補助対象であり、500トン以上は補助対象外となります。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 補助金を申請する</p> <p>以下の場合に当てはまります</p> <ul style="list-style-type: none">・新たに設備を購入する・令和4年11月8日以降に購入した設備を申請する <p><input type="radio"/> 補助金を申請しない</p> <p>以下の場合に当てはまります</p> <ul style="list-style-type: none">・既に義務化になる安全設備を設置している・中古品など補助対象外の設備を設置する・今後は義務化対象の水域を航行しない・所有する船舶は義務化の対象にはならない
非常用位置等発信装置事前購入理由	<p>この交付申請以前に安全設備を購入した方は、購入の理由を以下から選択してください。</p> <p>----- 選択してください -----</p>

[確認画面へ](#)

確認画面へをクリックしてください

3. 「非常用位置等発信装置」の申請を選択

2022年11月8日以降に発注、購入された安全設備が補助対象となります。

※限定沿海を航行する船舶のうち500トン未満の船舶が補助対象であり、**500トン以上の船舶は補助対象外**となります。

安全設備についての詳細は[こちら](#)をご確認ください。

6. 交付申請・安全設備情報申請 4/4

安全設備登録確認画面

改良型救命いかだ等

改良型救命いかだ等申請	補助金を申請する
-------------	----------

業務用無線設備

業務用無線設備申請	補助金を申請する
業務用無線設備事前購入理由	

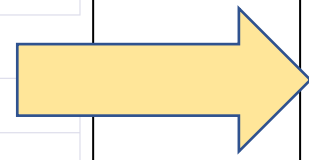
非常用位置等発信装置

非常用位置等発信装置申請	補助金を申請する
非常用位置等発信装置事前購入理由	

内容を修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。

内容に間違いがない場合は「登録」ボタンを押してください。

内容を確認いただき、登録をクリックしてください



申請者情報画面

お問い合わせ
マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録 > 船舶情報の登録 > 安全設備の申請 > 交付申請の確定

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531
東京都文京区水道1丁目3-3
090-1234-5678
メールアドレス：aaaaaaaaa@toppan.co.jp

船舶情報

船舶一覧

1 - 1件 / 1件
10件 表示

船舶名 ▲	船舶検査済番号	改良型救命いかだ等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正

登録内容に間違いがない場合は「登録」ボタンを押してください。
交付申請後は申請内容が追加・変更を基に本方はコールセンター又は問い合わせフォームにて連絡してください。

申請者情報画面に「船舶一覧」が反映します

船舶情報の追加、修正が他に無ければ「交付申請する」をクリックし、申請を完了してください

7. 交付申請・船舶情報追加

申請する船舶を追加する場合は、「船舶登録」をクリックすると新たに船舶情報登録画面が表示されます。

船舶の追加登録する方法は、船舶情報登録と同一になります。

5. 交付申請・船舶情報申請の操作方法をご確認ください。

申請者情報画面

お問い合わせ
マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録 → 船舶情報の登録 → 安全設備の申請 → 交付申請の確定

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531
東京都 文京区 水道1丁目 3-3
090-1234-5678
メールアドレス：aaaaaaaa@toppan.co.jp

船舶情報

船舶登録をクリックしてください

船舶登録

船舶一覧

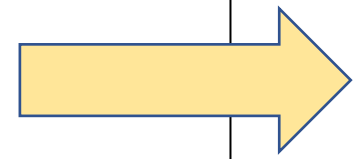
船舶名 ▲	船舶検査済番号	改良型救命いかた等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正

1 - 1件 / 1件
10件 表示

登録内容を確認の上、申請するボタンを押してください。

交付申請する

交付申請完了後に申請内容の追加・変更を希望する方は
コールセンター又は問い合わせフォームにて連絡してください。



船舶情報登録画面

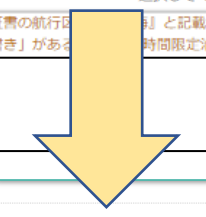
船舶情報の入力方法についてはこちらを御覧ください。
航行区域判別ガイドはこちらを御覧ください。
必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

船舶名 **必須**

船舶検査済票の番号又は船舶番号 **必須**

航行区域 **必須**

追加する船舶の情報を登録してください。



船舶一覧

船舶名	船舶検査済番号	改良型救命いかた等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
1隻目船舶	123456	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正
2隻目船舶	23456789	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正
3隻目船舶	3456789	補助金を申請しない	補助金を申請しない	補助金を申請しない	修正	修正

1 - 3件 / 3件
10件 表示

登録内容を確認の上、申請するボタンを押してください。

情報の登録が完了すると、船舶一覧に項目が追加されます。

8.申請内容修正・事業者情報

申請者情報画面
お問い合わせ
マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録

船舶情報の登録

安全設備の申請

交付申請の確定

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531
東京都 文京区 水道1丁目 3-3
090-1234-5678
メールアドレス：aaaaaaaa@toppan.co.jp

修正をクリックしてください

修正

船舶情報

船舶登録

船舶一覧

1 - 1件 / 1件
10件 表示

船舶名 ▲	船舶検査済番号	改良型救命いかた等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正

登録内容を確認の上、申請するボタンを押してください。

交付申請する

交付申請完了後に申請内容の追加・変更を希望する方は
コールセンター又は問い合わせフォームにて連絡してください。

申請する船舶を追加する場合は、「修正」をクリックすると申請者登録画面が表示されます。

修正する項目の入力を行い、修正が完了したら確認画面へボタンをクリックし、確認画面を表示します。入力内容に問題がなければ、登録ボタンをクリックしてください。事業者情報の修正内容が登録されます。

船舶の追加登録いただく方法は、事業者情報登録と同一になります。

4.交付申請・事業者申請の操作方法をご確認ください。

申請者登録画面

必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

法人・個人 必須

法人

個人

個人（外国籍の方）

氏名 必須

テスト太郎

氏名は船舶検査証に記載の所有者氏名を入力ください。

郵便番号 必須

情報の修正をしてください。

9.申請内容修正・船舶情報 1/2

申請者情報画面 お問い合わせ
マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録 > 船舶情報の登録 > 安全設備の申請 > 交付申請の確定

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531
東京都 文京区 水道1丁目 3-3
090-1234-5678
メールアドレス：aaaaaaaa@toppan.co.jp

修正

船舶情報

船舶登録

船舶一覧

1 - 1件 / 1件 10件 表示

船舶名 ▲	船舶検査済番号	改良型救命いかた等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正

登録内容を確認の上、申請するボタンを押してください。

交付申請する

交付申請完了後に申請内容の追加・変更を希望する方は
コールセンター又は問い合わせフォームにて連絡してください。

船舶情報を修正する場合は、船舶一覧から修正したい対象の船舶の「船舶情報を修正」の項目にある修正ボタンをクリックすると、船舶情報修正・削除の画面が表示されます。

船舶登録

船舶一覧

船舶情報の「修正」ボタンをクリックしてください

10件 表示

船舶名	船舶検査済番号	改良型救命いかた等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正

1

船舶情報 修正・削除

船舶情報 修正

船舶情報の入力方法については[こちら](#)を御覧ください。
航行区域判別ガイドは[こちら](#)を御覧ください。
必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

船舶名 必須

9.申請内容修正・船舶情報 2/2

船舶情報 修正・削除

船舶情報 修正

船舶情報の入力方法についてはこちらを御覧ください。
航行区域別ガイドはこちらを御覧ください。
必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

船舶名

船舶検査済票の番号又は船舶番号

航行区域

総トン数

長さ

旅客定員

定員数

海上運送法の適用を受ける

遊漁船に該当する

船舶港または定係港

船舶検査証書

航路事業許可書/届出書控え

使用船舶明細

船舶契約書

その他添付ファイル1

その他添付ファイル2

船舶情報 削除

船舶情報修正・削除の画面から、情報の修正をしてください。確認画面にて入力内容に問題がなければ、登録ボタンをクリックしてください。船舶情報の修正内容が登録されます。

船舶情報更新 確認

船舶名	船舶_1001
船舶検査済票の番号又は船舶番号	12345678
航行区域	2時間限定沿海
総トン数	500トン以上
長さ	12m以上
旅客定員	13人以上
定員数	1001
海上運送法の適用を受ける	海上運送法の適用を受ける
遊漁船に該当する	遊漁船に該当する
船舶港または定係港	東京
船舶検査証書	3-5_briefing.pdf [124.2KiB]
航路事業許可書/届出書控え	3-5_briefing.pdf [124.2KiB]
使用船舶明細	船舶情報の修正が完了したら確認画面へをクリックしてください。
船舶契約書	
その他添付ファイル1	事務局から指示があった場合にこちらにファイルを添付してください。 <対応拡張子：pdf, gif, jpg, jpeg, png> [ファイルを選択] 選択されていません
その他添付ファイル2	事務局から指示があった場合にこちらにファイルを添付してください。 <対応拡張子：pdf, gif, jpg, jpeg, png> [ファイルを選択] 選択されていません

内容を修正する場合は「戻る」ボタンを押してください。

「登録」ボタンを押してください。

船舶情報更新

船舶情報の更新が完了しました。

船舶情報更新が表示されます。交付申請情報へクリックしてください。

入力内容が問題なければ、登録ボタンをクリックしてください。

船舶情報の修正が完了したら確認画面へをクリックしてください。

10.申請内容修正・安全設備

申請者情報画面 お問い合わせ
マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録 > 船舶情報の登録 > 安全設備の申請 > 交付申請の確定

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531
東京都 文京区 水道1丁目 3-3
090-1234-5678
メールアドレス：aaaaaaaa@toppan.co.jp

修正

船舶情報

船舶登録

船舶一覧

1 - 1件 / 1件
10件 表示

船舶名 ▲	船舶検査済番号	改良型救命いかだ等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正

登録内容を確認の上、申請するボタンを押してください。

交付申請する

交付申請完了後に申請内容の追加・変更を希望する方は
コールセンター又は問い合わせフォームにて連絡してください。

船舶情報を修正する場合は、船舶一覧から修正したい対象の船舶の「安全設備を修正」の項目にある修正ボタンをクリックすると、安全設備情報更新の画面が表示されます。

船舶登録

船舶一覧

安全設備の「修正」ボタンをクリックしてください

10件 表示

船舶名	船舶検査済番号	改良型救命いかだ等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する	修正	修正

1

安全設備情報更新

必要事項を選択の上、送信ボタンを押してください。

テスト船舶

改良型救命いかだ等

補助金を申請する

情報の修正をしてください。

以下の場合に当てはまります
・新たに設備を購入する
・令和4年11月8日以降に購入した設備を申請する

11. 交付申請の確定 1/2

申請者情報画面
お問い合わせ
マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録
船舶情報の登録
安全設備の申請
交付申請の確定

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531
東京都 文京区 水道1丁目 3-3
090-1234-5678
メールアドレス：aaaaaaaa@toppan.co.jp

修正

船舶情報

船舶登録

船舶一覧

船舶名 ▲	船舶検査済番号	改良型救命いかだ等 を申請する	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	申請する	修正	修正

1 - 1件 / 1件
10件 表示

交付申請する
をクリックしてください

登録内容を確認の上、申請するボタンを押してください。

交付申請する

交付申請完了後に申請内容の追加・変更を希望する方は
コールセンター又は問い合わせフォームにて連絡してください。

登録した交付申請情報の確定を行います。事業者登録、船舶登録、安全設備の登録が完了すると交付申請の確定が可能です。確定を行うと、修正や、船舶の追加登録はできなくなり、事務局による審査を行います。

交付申請情報 確認

申請者情報

法人・個人	個人
郵便番号	112-8531
都道府県	東京都
市区町村	文京区 水道1丁目
番地以下マンション名	3-3
氏名	テスト太郎
電話番号	090-1234-5678
メールアドレス	aaaaaaaa@toppan.co.jp
本人確認書類	証憑.png [47.1KiB]

申請情報

船舶名	船舶検査済番号	改良型救命いかだ等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置
テスト船舶	11992255	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する

1 - 1件 / 1件
10件 表示

必要事項をご確認の上、
交付申請を完了するを押してください。

戻る

交付申請を完了する

内容を
確認して問題なければ
交付申請を完了するボタン
をクリックしてください

11. 交付申請の確定 2/2

交付申請が完了しました

交付申請が完了しました。交付審査完了までの間今しばらくお待ちください。審査完了後、メールにてお知らせを行います。なお、交付申請受付後は安全設備をご購入いただけますので、安全設備のご購入、設置を進めていただきますようお願いいたします。

交付申請情報へ

交付申請情報へ
をクリックしてください。

申請者情報画面

交付申請の受付を完了しました。
申請内容は事務局にて確認を行い審査結果をご連絡します。

今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。
不明点等ありましたら、マイページのお問い合わせに返信いただくか、又はコールセンターまでご連絡ください。

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531

マイページをご確認ください。

マイページ

お問い合わせ

ログアウト

● 補助対象に関する注意事項

※航行区域が2時間限定沿海を航行する旅客船であり許可船である船舶は、令和5年6月1日に法定無線設備から携帯電話が除外されました。

当該船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備又は衛星電話を法定無線設備としていない場合通航できませんのでご注意ください。

なお、該当の船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備の補助対象ではなくなりました。ご注意ください。

※航行区域を制限することなどにより、当該船舶を義務の対象外とすることが可能な場合があります。

※今回遊漁船は補助対象外ではありますが、遊漁船のうち、海上運送法の適用を受ける船舶は補助対象となります。また、「旅客船（旅客定員13名以上の船舶）」で「遊漁船以外」で「海上運送法の適用を受けない」船舶も対象となります。

※非常用位置等発信装置は、限定沿海を航行する船舶のうち500トン未満のものが補助対象であり、500トン以上は補助対象外となります。

交付申請

登録いただいた申請内容は事務局にて確認を行い審査結果をご連絡します。

審査が進むとメッセージが更新されます。

実績報告

精算払請求

12. 差戻の修正 1/2

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト）

お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

マイページ

お問い合わせ
ログアウト

●補助対象に関する注意事項

※航行区域が2時間限定沿海を航行する旅客船であり許可船である船舶は、令和5年6月1日に法定無線設備から携帯電話が除外されました。
当該船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備又は衛星電話を法定無線設備としていない場合運航できませんのでご注意ください。

なお、該当の船舶は、令和5年6月1日以降は業務用無線設備の補助対象ではなくなりました。ご注意ください。

※航行区域を制限することなどにより、当該船舶を義務の対象外とすることが可能な場合があります。

※今回遊漁船は補助対象外ではありますが、遊漁船のうち、海上運送法の適用を受ける船舶は補助対象となります。また、「旅客船（旅客定員13名以上の船舶）」で「遊漁船以外」で「海上運送法の適用を受けない」船舶も対象となります。

※非常用位置等発信装置は、限定沿海を航行する船舶のうち500トン未満のものが補助対象であり、500トン以上は補助対象外となります。

交付申請

申請内容に関して修正依頼が発生しました。交付申請情報画面から修正依頼の内容を確認していただき、項目の訂正と再申請をお願いします。

審査における差戻が発生した際には、マイページに修正依頼のメッセージが表示されます。メッセージの内容を確認して、対象の情報を修正してください。

申請者情報画面には、差戻のメッセージが表示されます。
不備の項目に応じて

- 8.申請内容修正・事業者情報
- 9.申請内容修正・船舶情報
- 10.申請内容修正・安全設備

各申請ごとの修正方法を参照し、修正してください。

小型旅客船等安全対策事業費補助事業（テスト）

お電話でのお問い合わせ
050-3093-4819

申請者情報画面

お問い合わせ
マイページへ

事務局から申請内容の修正依頼があります。
修正依頼をご確認いただき、申請内容の修正を行い再申請を行ってください。

■修正依頼内容

【事業者申請情報】
事業者情報不備

申請者情報

12. 差戻の修正 2/2

申請者情報画面

お問い合わせ
マイページへ

下記の「登録」ボタンより申請者情報を入力していただき、次に「船舶登録」ボタンより船舶情報を登録してください。

申請者情報の登録 > 船舶情報の登録 > 安全設備の申請 > 交付申請の確定

申請者情報

氏名：テスト太郎
112-8531
東京都 文京区 水道 1丁目 3-3
090-1234-5678
メールアドレス：aaaaaaaa@toppan.co.jp

修正

船舶情報

船舶登録

船舶一覧

1 - 1件 / 1件
10件 表示

船舶名 ▲	船舶検査済番号	改良型救命いかだ等 を申請する	船舶情報を修正	安全設備を修正
テスト船舶	11992288	申請する	修正	修正

1

登録内容を確認の上、申請するボタンを押してください。

交付申請する

交付申請完了後に申請内容の追加・変更を希望する方は
コールセンター又は問い合わせフォームにて連絡してください。

差戻内容を修正したら、再度交付申請をお願いします。
修正した交付申請情報の確定をさせてください。
修正しら情報をもとに、改めて審査をいたします。

交付申請情報 確認

申請者情報

法人・個人	個人
郵便番号	112-8531
都道府県	東京都
市区町村	文京区 水道 1丁目
番地以下マンション名	3-3
氏名	テスト太郎
電話番号	090-1234-5678
メールアドレス	aaaaaaaa@toppan.co.jp
本人確認書類	証憑.png [47.1KiB]

申請情報

1 - 1件 / 1件
10件 表示

船舶名	船舶検査済番号	改良型救命いかだ等	業務用無線設備	非常用位置等発信装置
テスト船舶	11992255	補助金を申請する	補助金を申請する	補助金を申請する

必要事項をご確認の上、
交付申請を完了するを押してください。

戻る

交付申請を完了する

内容を確認して問題なければ
交付申請を完了するボタン
をクリックしてください。